

様式第2号

条件付一般競争入札公告〔共通事項〕

1 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号のいずれかの規定に該当しない者であること（被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ているものを除く。）。
- (2) 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条第1項の規定による許可を受けていること。
- (3) 法第27条の23第2項に規定する経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）の有効期間（経営事項審査の審査基準日から1年7月）を経過していないこと。
- (4) 法第28条第3項又は第5項の規定により営業の停止（対象工事の入札の参加又は受注を禁止する内容を含まないものを除く。）を対象工事に対応する業種について命ぜられた者で、入札参加申請書提出の日から落札決定の日までの間にその処分の期間が経過していない者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（岩手県県土整備部長が別に定める入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）。
- (6) 入札参加申請書の提出の日から落札決定の日までの間に、岩手県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準（平成7年2月9日付け建振第281号。以下「措置基準」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (7) 受注を希望する工事に、入札参加資格確認書類の提出期限の日現在において申請者と公告に示す期間以上の雇用関係にある者（法に定める経營業務の管理責任者及び営業所専任技術者を除く。）を主任技術者又は監理技術者として専任（公告において専任を求めない場合を除く。）で配置できること。
- (8) 役員等（個人である場合のその者、法人である場合の法第5条第3号に規定する役員等、及び建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第3条に規定する使用人をいう。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。

2 不正又は不誠実な行為がある場合等の取扱い

上記の入札参加資格要件を全て満たす場合であっても、次の各号のいずれかに該当するときは、参加資格を認めないことがある。

- (1) 不正又は不誠実な行為があること。
- (2) 経営状況が著しく不健全であると認められること。
- (3) 県営建設工事について施工成績が著しく不良であること。
- (4) 安全管理の状況が県営建設工事の受注者（以下「受注者」という。）として不適當であると認められること。
- (5) 労働福祉の状況が受注者として不適當であると認められること。
- (6) その他不公正又は不誠実と認められる事由等があり、受注者として不適當であると認められること。

3 入札参加手続等

(1) 入札参加申請と事前確認

本工事は、入札参加者の競争参加資格を入札後に審査する事後審査方式の対象工事であるが、入札公告に示す期限までに条件付一般競争入札参加申請書（様式第3-1号。以下「入札参加申

請書」という。)を提出して、登録資格及び営業所所在地等の充足状況など基本的な入札参加資格要件の確認を受けた者でなければ入札に参加できないこと。

なお、入札参加申請書の補正については、入札参加希望者から申出があり、かつ、受付期限までに補正が可能な場合のみ認めるものとする。

(2) 設計図書等の閲覧等

ア 本工事に係る設計書、図面、仕様書及び契約条項等(以下「設計図書等」という。)は、次の方法により閲覧できるものとする。

(ア) 設計書、図面、仕様書

公社が入札公告で示す方法において、閲覧できるものとする。

(イ) 契約条項等

公社ホームページ(<http://www.iwate-tjk.or.jp>)に掲載する。

イ 設計図書等に対する質問及び回答

(ア) 設計図書等について質問がある場合は、入札公告に示す期間内に公社に質問書を提出することができる。なお、一般的事項に関しては、電話又は口頭により照会して差し支えない。

(イ) 質問書に対する回答は、入札公告に示す期間までに公社ホームページに掲載することとし、質問者への直接回答は原則として行わない。

(3) 入札方式

入札書は、紙入札の方式により提出するものとする。

(4) 入札参加資格要件の審査

開札後、落札者とするため必要がある者について入札参加資格要件の審査を行う。

4 入札方法等

(1) 入札書及び工事費内訳書(総括)の提出等

ア 入札書及び工事費内訳書(総括)の提出期限及び提出方法は、入札公告に示すとおりとする。

イ 質問回答において、積算に関わる事項を示すことがあるので、質問回答を閲覧のうえ、入札書等の提出を行うこと。

ウ 入札書等の提出は、指定された方法としなければならない。

エ 一度提出した入札書等の書替え、引換え又は撤回は認めない。

オ 入札執行回数は、3回とする。

カ 落札価格の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった総額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 開札及び落札候補者等の決定

ア 開札は、入札公告に示す入札日時、場所において行うものとする。

イ 開札後、落札者の決定を保留し、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者(最低制限価格制度により失格と判定された者を除く。以下「落札候補者」という。)から3番目の価格までの入札者を公表のうえ、落札候補者から順に資格審査を行ったうえで、後日落札者を決定する旨を入札参加者に通知するものとする。

(3) 落札候補者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるとき、又は落札候補者となるべき額から2番目及び3番目の額に同価格の入札をした者が2人以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて順位を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、入札事務に関係のない職員にくじを引かせて決定するものとする。

5 入札参加資格の確認等

(1) 入札参加資格確認手続

開札後に、落札者とするための入札参加資格の確認を行うため、落札候補者は、次に掲げる書類（以下「入札参加資格確認書類」という。）を提出しなければならない。なお、資格確認の結果、落札者が決定したときは、既に入札参加資格の確認を受けた者を除いて、他の入札参加者の入札参加資格確認は行わない。

ア 入札参加資格確認調書（様式第8号）

イ 工事費内訳書（入札書に記載する入札金額に係る数量、単価及び金額を明らかにした工事費内訳書）

ウ 建設業の許可通知書の写し

エ 配置技術者の資格、雇用関係及び施工経験等を確認できる書類

オ 入札参加資格で求める施工実績を確認できる書類

カ 経営事項審査の総合評定値通知書の写し

キ その他入札参加資格の確認のため必要と認める書類

(2) 入札参加資格確認書類の提出方法及び提出場所

公社総務課へ持参により提出すること。

(3) 提出期限

入札参加資格確認書類の提出を求められた日の翌日から起算して2日目の日（岩手県の休日に関する条例（平成元年岩手県条例第1号）に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）の午後5時までとする。

(4) 入札参加資格確認調書の記載内容の補正等

ア 入札参加資格の確認に際し、落札候補者から入札参加資格確認調書に記載した施工実績又は配置予定技術者を変更したい旨の申し出があり、入札参加資格確認調書の記載内容の補正が必要と認められた場合（軽微な補正を除く。）は、1回に限り入札参加資格確認調書の差替え等を認めることができるものとする。

ただし、(1)イの工事費内訳書については、一度提出した後の差替え等は認めないものとする。

イ 入札参加資格確認調書の差替え等を認めた場合であっても、入札参加資格確認書類の提出期限の変更（延長）は行わないものとする。

(5) 入札参加資格要件の確認に基づく落札の可否については、落札候補者から入札参加資格確認書類が提出された日から起算して原則として3日以内（休日を除く。）に通知する。ただし、入札参加資格の確認に疑義が生じた場合等はこの限りでない。

(6) (5)の審査の結果、入札参加資格要件を満たさないと認めた落札候補者には、入札参加資格要件不適格通知書により通知する。なお、当該通知を受理した者は、当該通知の日の翌日から起算して5日以内（休日を除く。）に、県営建設工事入札契約苦情対応要領（平成15年7月30日付け総務第497号）の規定に準じて、苦情を申し立てることができる。

(7) 落札候補者が提出期限までに(1)に定める入札参加資格確認書類を提出しないとき、又は落札候補者が入札参加資格の審査のために公社理事長が行う指示に従わないときは、当該落札候補者のした入札は無効とする。

6 入札の無効等

(1) 岩手県土地開発公社が発注する工事請負の条件付一般競争入札による契約手続き等に関する事務取扱要領第21各項のいずれかに該当する入札は、無効とする。なお、同第2項各号のいずれかに該当する入札は、入札期日以降落札決定までの間に無効とすることが明らかになった場合は、入札調書又は公社ホームページによる入札結果には「無効（資格不適格）」と記載するものとする。

(2) 落札候補者が、入札期日以降落札決定までの間に入札公告に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合は、当該落札候補者のした入札は、無効とする。

(3) 契約締結後において、(1)又は(2)により入札が無効となることが明らかになった場合は、公

社の指示に従わなければならない。

7 入札結果等の公表

- (1) 対象工事の入札結果は、落札決定の日の翌日（休日を除く。）までに公社ホームページに掲載するものとする。
- (2) 入札結果の公表までの間は、入札の経緯、結果の問い合わせには、一切応じないものとする。

8 契約保証金

契約金額の10分の1以上の金額とする。

9 主任技術者又は監理技術者の配置

- (1) 主任技術者又は監理技術者は、入札参加資格確認書類の提出期限の日において、入札公告に示す要件を満たし、本工事の契約工期の初日から契約工期の最終日又は最終完成検査の日のいずれか遅い日までの間、現場に配置することができる者でなければならない。
- (2) 主任技術者又は監理技術者は、本工事の現場施工に着手する日において、入札公告に付した工事と他の工事の現場の技術者を兼ねることができる場合を除き、他の工事の現場に技術者として配置されていない者でなければならない。
- (3) 主任技術者又は監理技術者は、入札公告において本工事に専任で配置することを求めている場合であっても、現場施工に着手するまでの期間及び工事完成後、検査が終了し、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、必ずしも専任は要しない。
- (4) 主任技術者は、入札公告において本工事に専任で配置することを求めている場合であっても、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第2項の規定に基づき、本工事と密接な関係のある他の工事との兼務を認める場合がある。

10 その他

- (1) 入札参加者は、条件付一般競争入札説明書及び入札心得を遵守しなければならない。
- (2) 落札者の決定後、請負契約の締結までの間において、公正な入札が確保されていなかったことが判明した場合又は当該落札者が入札公告に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該請負契約を締結しないことがある。この場合において、1（4）及び（6）中「落札決定の日まで」とあるのは「請負契約の締結まで」と読み替えるものとする。
- (3) （2）の場合において、共同企業体の一部の構成員が該当したときも、同様とする。
- (4) 入札参加申請書、確認書類等に虚偽の記載をした者に対しては、公社が発注する建設工事に係る入札参加資格を認めないことがある。
- (5) 入札参加資格を満たしている者であっても、不正又は不誠実な行為があった場合、経営状況が著しく不健全であると認められる場合等にあつては、参加資格を認めないことがある。
- (6) 入札参加に要する費用は、入札参加希望者の負担とし、本工事の入札が中止された場合であってもその補償を請求することができないものとする。
- (7) 条件付一般競争入札説明書、条件付一般競争入札心得については、公社ホームページにおいて閲覧することができる。